

綾部市国民保護計画

綾部市

目 次

第1編 総 論

第1章	綾部市の責務、計画の位置付け、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	綾部市の地理的、社会的特徴	6
第5章	綾部市国民保護計画が対象とする事態	8

第2編 平素からの備えや予防

第1章	平素の業務等	10
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	17
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	21
第4章	国民保護に関する啓発	22
第5章	旅行者等の保護	23

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	24
第2章	綾部市国民保護対策本部の設置等	26
第3章	関係機関相互の連携	30
第4章	警報及び避難の指示等	33
第5章	救 援	39
第6章	安否情報の収集及び提供	42
第7章	武力攻撃災害への対処	45
第8章	被災情報の収集及び報告	52
第9章	保健衛生の確保その他の措置	53
第10章	国民生活の安定に関する措置	55
第11章	文化財の保護	56
第12章	特殊標章等の交付及び管理	57

第4編 復 旧 等

第1章	応急の復旧	58
第2章	武力攻撃災害の復旧	59
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	60

第5編 緊急対処事態への対処

	61
--	----

第1編 総論

第1章 綾部市の責務、計画の位置付け、構成等

綾部市は、昭和25年10月14日に国内初の世界連邦都市宣言を行い、世界の恒久平和の実現を訴え続けてきた。しかし、我が国を取り巻く安全保障環境については、本格的な侵略事態等の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態の発生が予測されている。このため、市民の生命、身体及び財産を保護する措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、綾部市の国民保護に関する計画（以下「綾部市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 綾部市の責務及び綾部市国民保護計画の位置付け

（1）綾部市の責務

市長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び京都府の国民の保護に関する計画（以下「京都府国民保護計画」という。）を踏まえ、綾部市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携・協力し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（2）綾部市国民保護計画の位置付け

国民保護法第35条の規定に基づき、綾部市国民保護計画を作成する。

（3）綾部市国民保護計画に定める事項

綾部市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 綾部市国民保護計画の構成

綾部市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 綾部市国民保護計画の見直し、変更手続

（1）綾部市国民保護計画の見直し

綾部市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、京都府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、見直しに当たっては、綾部市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

（2）綾部市国民保護計画の変更手続

綾部市国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、綾部市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、綾部市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、綾部市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

4 綾部市地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共に通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「綾部市地域防災計画」等、防災関係の計画に準じて対応することとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり定める。

1 基本人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限については必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利・利益の救済に係る手続に関して、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民等に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、市民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、京都府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、児童、その他特に配慮を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の保護について留意する。

なお、武力紛争においても最低限守るべき人道上のルールを定めた国際人道法の的確な実施をも確保する。併せて、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護することに留意する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

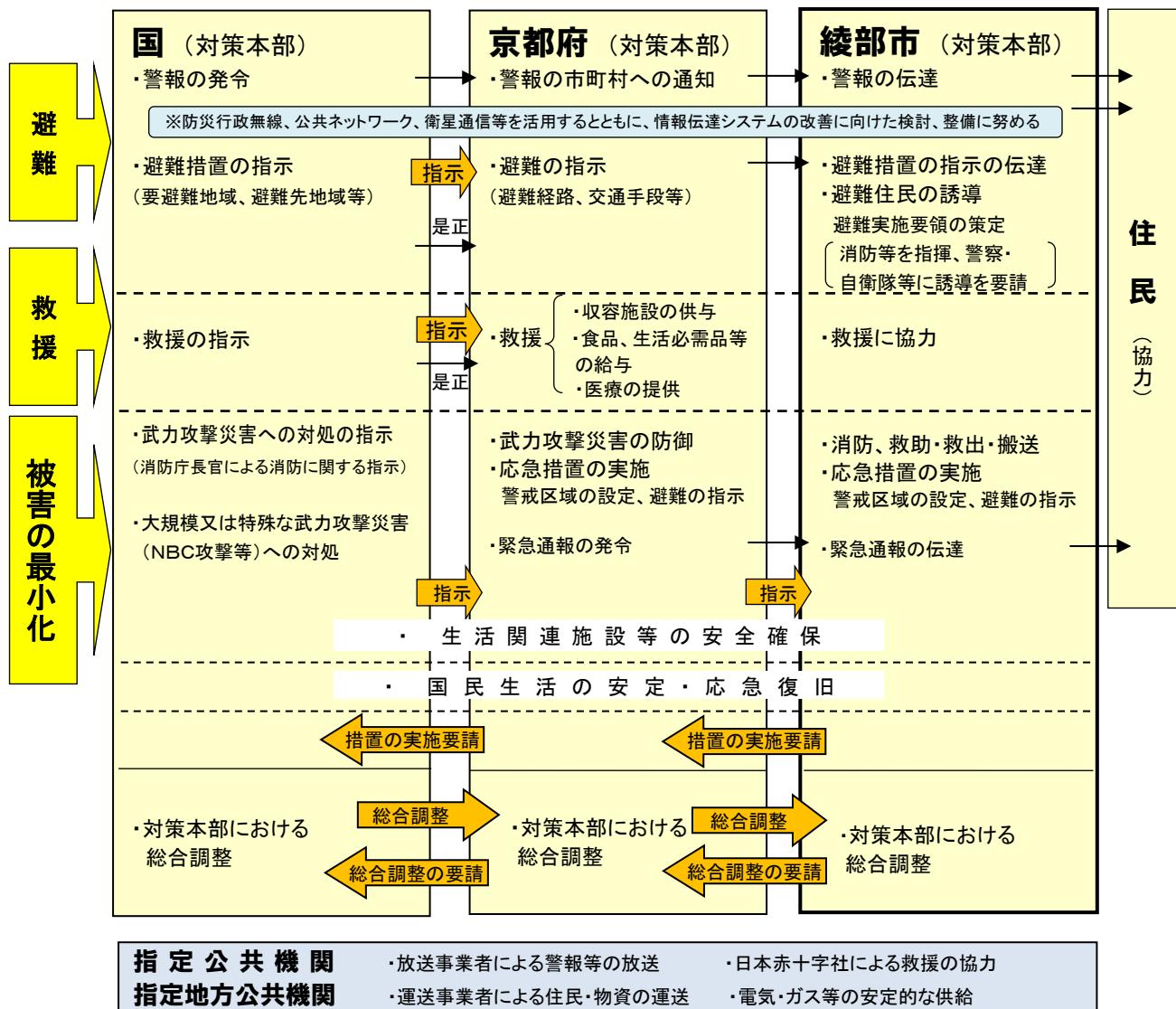
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保について十分に配慮するものとする。

また、要請等に応じて国民保護措置に協力する者に対して、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

国民の保護に関する措置、特に、避難・救援・武力攻撃災害への対処について、国・京都府・綾部市の順に図式化すると次のとおりとなる。

国民の保護に関する措置の仕組み



※ **NBC攻撃**：「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称で「核」や「生物」又は「化学」などの兵器で攻撃を行うこと。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を図るため、国民保護法における綾部市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

なお、関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

1 綾部市の役割及び業務

事務又は業務の内容
1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難誘導、関係機関の調整その他避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の役割

国民保護措置について、指定公共機関及び指定地方公共機関などの関係機関は、おおむね次に掲げる業務を行うものとする。

なお、連絡先等については、資料編に記載する。

機 関 の 名 称	事 务 又 は 業 務 の 内 容
放送事業者 日本放送協会(京都放送局)、(株)京都放送、 (株)エフエム京都、(株)エフエムあやべ	<input type="radio"/> 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)及び緊急通報の内容などの放送
運送事業者 (株)関西丸和ロジスティクス綾部事業所 西日本旅客鉄道(株)福知山支社綾部駅 日本通運(株)福知山支店	<input type="radio"/> 避難市民等及び緊急物資の運送 <input type="radio"/> 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者 西日本電信電話(株)京都支店	<input type="radio"/> 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 <input type="radio"/> 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 関西電力送配電(株)福知山配電営業所	<input type="radio"/> 電気の安定的な供給
ガス事業者 (一社)京都府LPGガス協会綾部支部	<input type="radio"/> ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者(綾部郵便局)	<input type="radio"/> 郵便の確保
病院その他の医療機関等 (公財)綾部市医療公社、綾部医師会	<input type="radio"/> 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者 西日本高速道路(株)(関西支社)、京都府道路公社	<input type="radio"/> 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社(京都府支部)	<input type="radio"/> 救援への協力 <input type="radio"/> 安否情報の収集、整理及び回答

第4章 綾部市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するに当たり、考慮すべき地理的、社会的特徴等については、次のとおりである。

1 自然条件

綾部市は、東経135度16分、北緯35度18分に位置し、京都府のほぼ中央部にあり、京都府から北西に隔てること76キロメートル、南側は南丹市と京丹波町、西側は福知山市、北側は舞鶴市、東側は福井県高浜町、おおい町にそれぞれ接している。

面積は、347.10平方キロメートルで、由良川水系及び伊佐津川水系の両流域からなり、由良川水系流域は犀川、八田川及び上林川など24の各支流域等で構成され、山紫水明の盆地である。

2 地形、地質及び地盤

綾部市には、三国岳に源を発する由良川が、市街地の東端及び北端を直角に流れ、その流路延長は146キロメートル、流域面積は1,880平方キロメートルで、近畿地方においては、日本海に注ぐ河川で最大級のものであるが、本市域の辺りから河床勾配が急に緩やかになり、蛇行する流路とあいまって、過去に幾度となく大きな水害をもたらしてきた。最近では、国及び京都府による河川改修・築堤が進み、市街地では被害が減少しつつある。

また、地質は、南部の山地が丹波帯古生層、北部の山地が舞鶴古生層に属し、その間に市野瀬層群が分布するとともに、河川沿いの低地には氾濫による洪積層又は沖積層が分布している。このことから、由良川流域の洪積層又は沖積層を抱える地域は地盤が悪いと推定されている。

3 気象条件

綾部市の年平均気温は、14.8度で、月平均気温の最高は、8月の27.1度、同じく最低は1月の3.7度である。また、年降水量は、約1,940ミリメートルである。

また、地震について舞鶴海洋気象台では、昭和30年以降、震度5を超える地震の発生は観測されていない。

気象は、日本海気候の特性を示し、特に上林地域においては、冬季に雪が多いという日本海気候の特性が顕著で、綾部盆地から西部一帯にかけては内陸性の気候である。

4 人口分布

綾部市の令和2年10月1日現在（国勢調査時）の人口は、31,846人（男15,239人、女16,607人）であり、地域別にみると、綾部地域が11,116人と最も多く、全人口の34.9パーセントを占めており、次いで中筋地区5,921人、豊里地区3,585人と続いている。人口密度は、1平方キロメートル当たり91.7人となっている。

5 交通状況

綾部市内には、国道27号及び国道173号のほか、府の主要地方道7路線が縦横に走るとともに、府北部の幹線動脈であるJR山陰線及びJR舞鶴線の分岐点にも当たり、交通面においては、極めて重要な要衝である。

一方、綾部市と京阪神大都市圏との時間的距離は、JR山陰線の電化・高速化の実現、舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道の開通等によって大幅に短縮され、京都市へ鉄道で約1時間、自動車専用道路で約1時間20分、また、大阪市へ鉄道で約1時間30分、自動車専用道路で約1時間30分と、交通条件は格段に改善されている。

6 国の重要施設

綾部市は、陸上自衛隊福知山駐屯地（福知山市）の自衛地域に属している。

また、上杉町には海上自衛隊の施設である舞鶴地方総監部通信送信所がある。

7 その他の特性等

綾部市は、ものづくりのまちづくりを進める一方、黒谷和紙の生産地や足利尊氏の生誕地とされる安国寺とともに全国に名をはせ、毎年多くの観光旅行者等が訪れる。この他、光明寺二王門は国

宝に指定されるなど、他にも数多くの貴重な文化財が所在している。

また、隣接する福井県には、多くの原子力発電所が立地されており、特に、関西電力株式会社高浜発電所のU P Z（緊急時防護措置を準備する区域）は、奥上林地区、中上林地区、口上林地区、東八田地区、西八田地区、志賀郷地区の全域、山家地区、吉美地区、物部地区の一部の地域に及んでいる。

第5章 綾部市国民保護計画が対象とする事態

綾部市国民保護計画においては、次のとおり京都府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が京都府国民保護計画に示されている。

着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中核部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
弾道ミサイル攻撃	弾頭に通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

(2) 緊急対処事態の例として、次の4事態が京都府国民保護計画に示されている。

なお、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態として、当市においては関西電力送配電株式会社の新綾部変電所やガソリンスタンド等が想定される。

① 攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<input type="radio"/> 原子力事業所等の破壊 <input type="radio"/> 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 <input type="radio"/> 危険物積載船への攻撃 <input type="radio"/> ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<input type="radio"/> 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 <input type="radio"/> 列車等の爆破
② 攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<input type="radio"/> ダーティボム（汚い爆弾）等の爆発による放射能の拡散 <input type="radio"/> 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 <input type="radio"/> 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 <input type="radio"/> 水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<input type="radio"/> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ <input type="radio"/> 弾道ミサイル等の飛来

武力攻撃事態の類型ごとの特徴

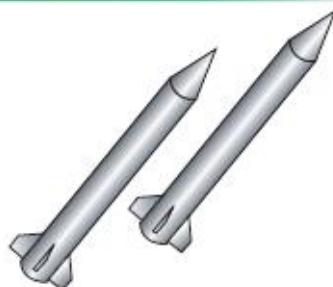
着上陸侵攻



■特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

弾道ミサイル攻撃



■特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。
- 弾頭の種類（通常爆弾であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なる。

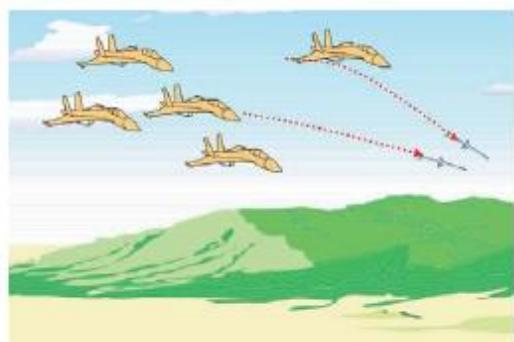
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



■特徴

- 突発的に被害が発生することも考えられる。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがある。
- 核・生物・科学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される。

航空攻撃



■特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難である。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）より抜粋

第2編 平素からの備えや予防

第1章 平素の業務等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織体制及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部・各班の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 各部・各班の平素の業務

市の各部・各班における平素の業務については、次の事務分掌に係る準備を行うものとする。

部 班	事 務 分 掌	担 当 課
本部運営部	本部運営体制の確立 情報伝達手段の整備及び運用 関係機関との連絡体制の確立 各種訓練の実施	防災・危機管理課 職員課 総務課 行政デジタル推進課
情報部	調査班	財政課 定住・地域政策課 観光交流課 文化・スポーツ振興課
	市民対策班	秘書広報課 企画政策課
	情報整理班	税務課 会計課
救助部	救助班	市民・国保課 環境保全課 環境企画課 人権推進課 市民協働課 社会福祉課 こども支援課 障害者支援課
保健部	医療班	保健推進課 高齢者支援課 地域包括支援課
農林商工部	商工班	商工労政課
	農林班	農政課 林政課 農業委員会事務局
建設部	土木建築班	監理課 建設課 都市計画課 建築課
消防部	消防班	管理課 予防課 警防課
上下水道部	上水道班	上水道課
	下水道班	下水道課

教育部	管 理 班	教育施設等の被害状況の収集整理、調査及び応急復旧	社会教育課
	学校教育班	学校教育施設等の被害状況の収集整理、調査	学校教育課
議会部	議 会 班	議員との連絡調整	議会事務局

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準をレベル0からレベル5に定め、職員が参集する。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準（対策本部等への参集基準）】

事 態	参集基準	参 集 内 容	
認定前	レベル0	平常	
	レベル1	全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ⇒ 初動体制構築	
	レベル2	情報収集の結果、警戒が必要と思われる場合 ⇒ 警戒体制準備	
認定後	レベル3	対策本部設置の通知がない場合	対策本部設置の通知がかかる場合 ⇒ 詳細な情報収集やその対応が必要な場合 ⇒ 警戒本部設置
	レベル4		攻撃等による被害が想定される場合 ⇒ 対策本部体制準備
	レベル5	対策本部設置の通知を受けた場合	対策本部設置 ⇒ 全動員

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等により常時連絡できる体制を整備する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合なども想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。なお、担当課等については資料編に記載する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 容（国民保護法）
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・第5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、法第80条第1項、法第115条第

	1項、法第123条第1項)
	不服申立てに関すること。（法第6条、法第175条）
	訴訟に関すること。（法第6条、法第175条）

（2）国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、綾部市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

なお、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

（1）基本的考え方

① 防災のための連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

② 関係機関の計画との整合性の確保

国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画や国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

③ 関係機関相互の意思疎通

個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、綾部市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

（2）京都府との連携

① 京都府の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき京都府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に行えるよう、必要な連携を図る。特に、京都府中丹広域振興局と十分な連絡体制を確保する。

② 京都府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難・救援の方法等に関し、京都府との間で緊密な情報の共有を図る。

③ 綾部市国民保護計画の京都府への協議

京都府との国民保護計画の協議を通じて、京都府の行う国民保護措置と綾部市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

④ 京都府警察との連携

市が管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、京都府警察（以下「府警察」という。）と必要な連携を図る。

（3）近接市町との連携

① 近接市町との連携

近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

② 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

(4) 指定公共機関等との連携

① 指定公共機関等の連絡先の把握

区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

② 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素から緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

③ 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難市民等の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(5) 自主防災組織等の育成

武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を守るために、綾部市等が実施する国民保護措置だけでは、おのずから限界があり、市民の協力が不可欠である。

このため、武力攻撃等を受けたときに、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づく、自発的な活動の組織化を図るとともに、関係機関と一体となった被害等の軽減対策が実施できるよう、その組織形成及び育成に努める。

① 自主防災組織の設置

地域住民自らが自治会等を核とする自主防災組織の形成を図り、武力攻撃等の被害軽減に向けた活動の促進を図る。

この場合、あくまでも地域住民が連帯及び協同して武力攻撃等による被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として、地域住民の理解と協力を得た上で、効率的に推進していくものとする。

② 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、平常時の活動として、自分たちのまちは自分たちで守る意識の定着や地域内の危険箇所の調査を行うこと等を位置づけ、災害時の活動としては、地域内の災害情報（含危険箇所）、被害情報の収集、伝達の協力、負傷者の救出、応急手当、搬送、警報や避難の指示の伝達、避難後の確認等を行う活動を主なものとする。

③ 育成指導

国民保護措置に対する知識、技能の向上を目的とした研修会等の開催に努める。当該研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図る。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を支援する。

更に、綾部市自主防災組織育成事業費補助金を有効活用し、その活動に対して助成を行う。

④ 他組織等との連携

ア　自主防災組織間の連携を促進する。

イ　ボランティア等の他の組織との連携を促進する。

⑤ 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、綾部市社会福祉協議会などのボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を支援する。

5 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備による通信の確保が重要となることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定め

る。

(1) 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートのマルート化や停電等に備えて非常用電源の充実を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の確保に努める。

6 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

② 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

体制の整備に当たっての留意事項

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理運用体制の構築を図る。
	武力攻撃による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	被災現場の状況を電送システム等により収集し、京都府の対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、市民等への情報の伝達、避難先施設間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

市民等に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、防災行政無線、エフエムいかる、メールマガジン、広報車両等を活用するとともに、避難行動要支援者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報の伝達ができるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

③ 情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関においてより円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

① 警報の伝達体制の整備

知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティアセンター等との協力体制に係る協定書の締結を行うなど、避難行動要支援者に対する伝達に配慮する。

② 市民等への情報伝達

武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、緊急速報メール、車両広報等、様々な通信手段を活用し、武力攻撃事態等における警報等を迅速・的確に伝達できるよう努める。

③ 府警察との連携

武力攻撃事態等において、市民等に対する警報内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて自衛隊との協力体制を構築する。

④ 国民保護に係るサイレンの市民への周知

サイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

⑤ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

京都府から警報の内容の通知を受けたときに、迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、京都府との役割分担も考慮して定める。

⑥ 民間事業者からの協力の確保

京都府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 安否情報の種類及び報告様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて京都府に報告する。

② 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当者及び回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、京都府の安否情報収集体制等との連携を図る。

③ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等と安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関との連携を促進する。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

① 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

② 担当者の育成

あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じその育成に努める。

7 研修及び訓練

職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

このため、職員等に対して行う研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 研修

① 研修機関における研修の活用

国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、京都府立消防学校等の研修機関の研修課程や京都府が実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

② 職員等の研修機会の確保

国、京都府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、京都府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング（パソコンやインターネットを利用した教育）等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

③ 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、京都府、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓練

① 訓練の実施

国、京都府、近隣市町等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、近くの頑丈な建物への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするように努める。

② 訓練の内容及び項目

訓練内容については、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練とする。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

③ 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、避難誘導や救援等について、自治会や自主防災組織などの協力を求めるとともに、特に避難行動要支援者への的確な対応が図られるように留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 自治会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるように配慮する。

- オ 京都府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要となる訓練の実施を促す。
- カ 府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えとして必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

迅速に避難者の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の避難について、自然災害時の対応として作成している避難に関する計画を活用しつつ、特に次の項目についてその対策を講じる。

① 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について、介助する家族の有無、必要な介助内容等を記載した避難行動要支援者名簿の作成に努める。

また、避難行動要支援者名簿は、市の関係部局のほか、自治会、自主防災組織、民生児童委員、市社会福祉協議会、綾部警察署等と共有し、武力攻撃時の救出資料や避難所での支援等に活用する。この場合、個人情報の保護に十分配慮する。

② 人的交流の促進

避難行動要支援者の介助、救出等については、地域住民の力に負うところが大きいため、自主防災組織や地域住民等と避難行動要支援者とが日ごろからコミュニケーションの確保を行い、発災時の迅速で的確な介助方法等が自然に実施できるような人的交流を図る。

③ 避難行動要支援者への研修

避難行動要支援者への研修を定期的に開催する。この場合、避難行動要支援者等の集会を通じて行うこととする。特に、救助活動時等における身体等への配慮事項について、日常からのコミュニケーションを通じた説明方法や伝達方法などを研修する。

④ ヘルパー等への研修

ヘルパー、ボランティア等に対し、救助活動の際の避難行動要支援者に対する配慮事項への対応等についての研修を行う。

(4) 民間事業者からの協力の確保

避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、その対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

なお、避難実施要領のパターンについては、時々の状況に応じて変更が必要と考えられることから、資料編に記載する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 京都府との調整

京都府から救援の一部の事務を当市において行うこととされた場合や京都府の行う救援を補助する場合に、市の行う救援の活動内容や京都府との役割分担等について、自然災害時における活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

京都府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

京都府が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する次の情報について共有する。

① 輸送力に関する情報

- ア 保有車両等（西日本旅客鉄道株、あやバス等）の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

② 輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難市民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、京都府が保有する運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

京都府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や協力などを行う。また、京都府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、京都府と共有するとともに、連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市の区域内に所在する生活関連等施設について、京都府を通じて把握するとともに、連絡態勢を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方については、資料編で定める。

なお、生活関連等施設については、次のとおり。

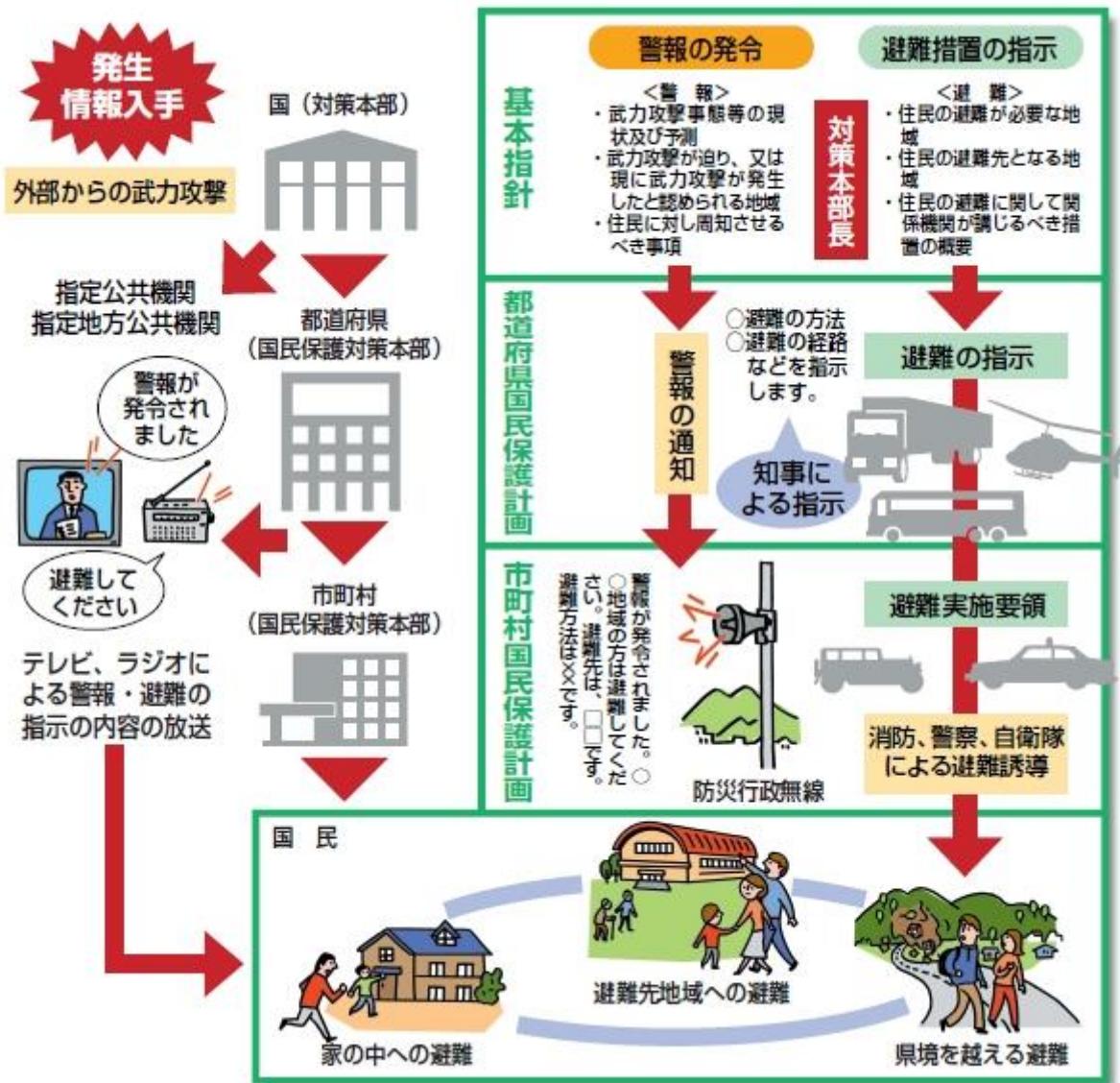
施設の種別	対象
① 発電所、変電所	電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）
② ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第2項のガス小売事業（同法第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものを除く。）

③	取水・貯水・浄水施設、配水池	水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。）
⑥	放送用無線設備	放送法第2条第23号の基幹放送事業者（放送大学学園法第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第2条第1号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
⑦	水域施設、係留施設	港湾法第52条第1項第1号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第2号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設
⑧	ダム	河川管理施設等構造令第2章の規定の適用を受けるダム
⑨	危険物質等の取扱所	国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所

(2) 市の施設等における警戒

市の管理する施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、京都府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察等との連携を図る。

警報発令・避難の流れ



国民の保護のためのしきみ（総務省消防庁）より抜粋

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 備 蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民等の避難や救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、その調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、国及び京都府の整備の状況等を踏まえ、対応する。

(3) 京都府等との連携

国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、京都府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市の施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置の実施を想定し、市の施設及び設備について、整備又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図る。また、そのバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

国及び京都府と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

(2) 防災に関する啓発との連携

市民への啓発は、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら実施する。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、京都府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立小中学校などにおいて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。



武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）より抜粋

第5章 旅行者等の保護

市域における旅行者及び通過者等（以下「旅行者等」という。）に対し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう必要な対策について、次のとおり定める。

1 旅行者等への情報連絡体制

(1) 旅行関係団体との連携

旅行者等に対し警報、避難の指示などを的確かつ迅速に伝達できるよう、綾部市観光協会や観光関係の団体等を通じたホテル、旅館、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、店舗等との情報連絡体制の整備に努める。

(2) 旅行者等への情報提供

旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置やＩＴによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかでないことが多いと考えられ、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応ができるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

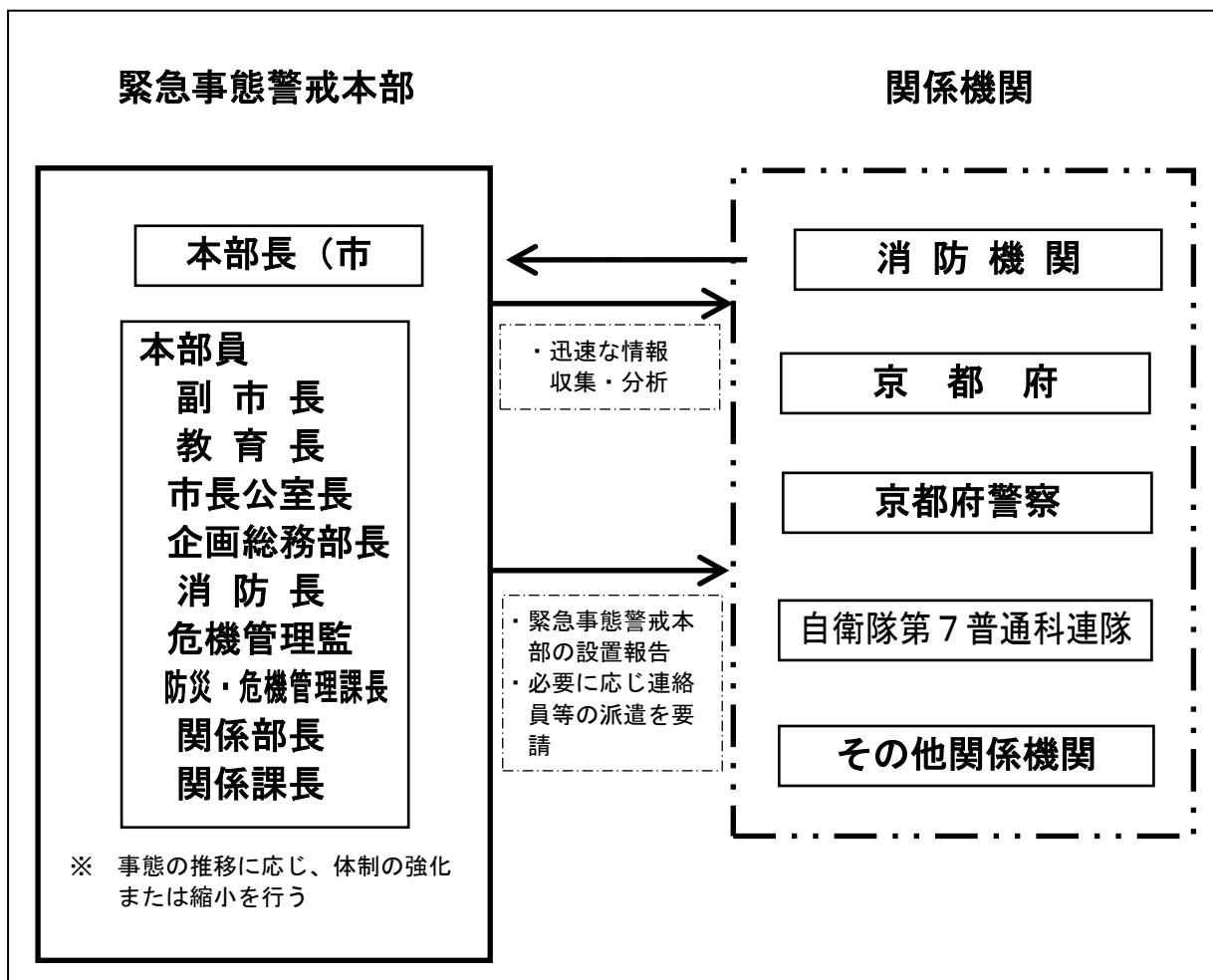
このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、初動体制について、次のとおり定める。

なお、通常のテロ事案についても、本体制により対応することとする。

1 事態認定における緊急事態警戒本部の設置及び初動措置

(1) 緊急事態警戒本部の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、京都府及び府警察に連絡を行うとともに、的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態警戒本部」を次のとおり設置する。「緊急事態警戒本部」は、本部員のうち、国民保護担当部など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。



※ 市民等からの通報、京都府からの連絡その他の情報により、職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

なお、消防本部において通報を受けた場合も同様とする。

緊急事態警戒本部は、あらゆる関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、京都府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態警戒本部を設置したことを、京都府等に連絡する。

この場合、緊急事態警戒本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

緊急事態警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

さらに、警察官が行う警察官職務執行法に基づく、避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になれるよう、府警察と緊密な連携を図る。

また、国による事態認定がなされ、市に対し、対策本部の設置の指定がない場合においては、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、京都府や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態警戒本部を設置した後、国において事態認定が行われ、市に対し対策本部を設置すべき指定の通知があった場合は、直ちに対策本部を設置するとともに、緊急事態警戒本部は廃止する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から京都府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 綾部市国民保護対策本部の設置等

綾部市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を迅速に設置するため、その手順や対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 対策本部の設置

（1）対策本部設置の手順

① 対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び京都府知事を通じて対策本部を設置すべき指定の通知を受ける。

② 対策本部の設置

市長は、対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合は、直ちに対策本部を設置する。事前に緊急事態警戒本部を設置していた場合は、対策本部に切り替える。

③ 対策本部員の参集

対策本部は、対策本部員に対し、参集の連絡網を活用し、対策本部に参集するよう連絡する。

④ 対策本部の開設

対策本部は、綾部市庁舎第1委員会室及び第2委員会室を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、対策本部を設置したときは、市議会に対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

対策本部が被災した場合等、対策本部を綾部市庁舎内に設置できない場合に備え、対策本部の予備施設をあらかじめ次のとおり指定する。

第1順位：綾部市消防庁舎

第2順位：綾部市保健福祉センター

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下位の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市域外への避難が必要で、市域内に対策本部を設置することができない場合には、対策本部の設置場所について知事と協議を行う。

（2）対策本部を設置すべき指定の要請等

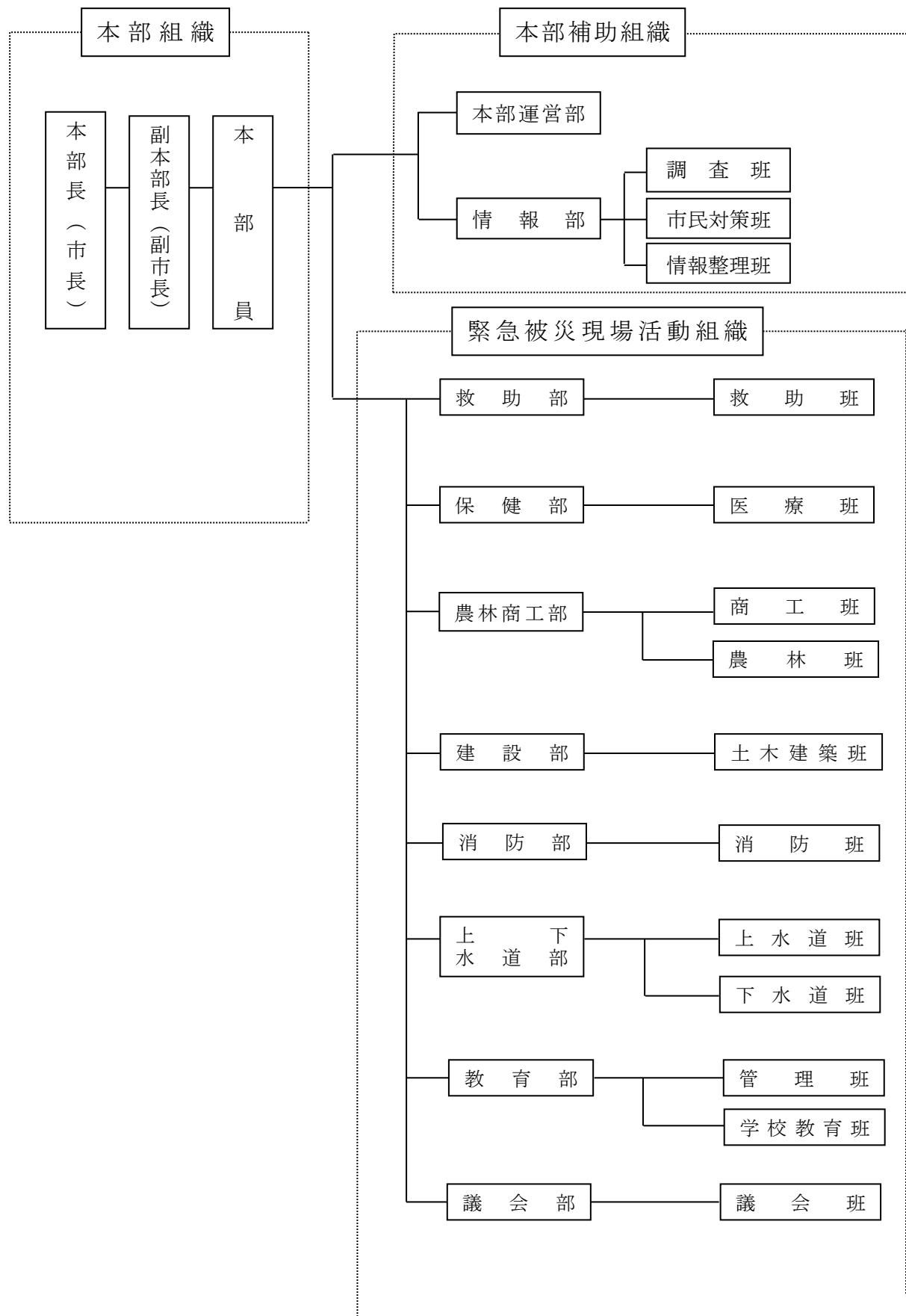
市長は、対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

（3）対策本部の構成及び業務内容

対策本部の構成は、次のとおりとする。

なお、各部・各班の業務内容については、資料編で定める。

綾部市国民保護対策本部の構成



(4) 対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、市民に適時かつ適切な情報提供や相談を行うため、対策本部の情報部に市民対策班を設置する。

(5) 現地対策本部の設置

被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、京都府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要と認めるときは、対策本部の事務の一部を行うため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、対策副本部長、対策本部員その他の職員のうちから対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（京都府、消防機関、府警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報の共有及び活動調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を派遣し、同様の調整等を行う。

(7) 対策本部長の権限

対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使し、的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため総合調整を行う。

② 京都府の対策本部長に対する要請

対策本部長は、京都府対策本部長に対して、要請する理由、関係する機関等や趣旨を明らかにして次の要請を行う。

ア 京都府及び指定公共機関並びに指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の要請

イ 指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に対し、国の対策本部長が行う総合調整への要請

ウ 市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うための必要な情報提供の要請

③ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

対策本部長は、総合調整を行うためにその関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施状況について、報告又は資料の提出を求める。

④ 教育委員会に対する措置の実施の求め

対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 対策本部の廃止

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して対策本部を設置すべき指定の解除通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、対策本部と現地対策本部、要避難地域、避難先等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、その状況を直ちに総務省

に連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先等に配置し、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、京都府、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・京都府の対策本部との連携

(1) 国・京都府の対策本部との連携

京都府の対策本部・支部及び京都府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図る。

(2) 国・京都府の現地対策本部との連携

国・京都府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、京都府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、知事その他京都府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請

(1) 国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、綾部市国民保護協議会委員たる隊員又は第3師団長、京都地方協力本部長を通じて中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村等への応援の要求

- ① 応援を求める必要があると認めるときは、その理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 京都府への応援の要求

応援を求める必要があると認めるときは、その理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対し応援を求める。

(3) 事務の一部委託

- ① 国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁方法その他必要な事項
- ② 事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、京都府に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、その内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 前項の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいては、府を経由して総務大臣に対し、必要な職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、所定の事項を市議会に報告するとともに、公示を行い、京都府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断し、安全の確保が十分であると判断した場合は、京都府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握に努める。

また、ボランティアへの情報提供及び生活環境への配慮、臨時に設置されるボランティアセンターでの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

京都府や関係機関等と連携し、民間からの救援物資について、受入れを希望するものを把握するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

- ① 避難の誘導
- ② 救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

市民の協力等



・被災者への救援物資の配布



・負傷者への応急手当



・健康に関する相談



・避難訓練への参加

国民の保護のためのしくみ（総務省消防庁）より抜粋

第4章 警報及び避難の指示等

1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達

京都府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

また、警報が発令された旨の報道発表については、市のホームページに広報の内容を速やかに掲載する。(http://www.city.ayabe.lg.jp/)

(2) 警報の内容の伝達方法

① 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段により、原則として次の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に綾部市が含まれる場合においては、原則として同法系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に綾部市が含まれない場合においては、原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線、FMいかる、登録制メールマガジン・ライフビジョン、ホームページへの掲載等をはじめとする手段により、周知する。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知する。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などによる伝達の方法も活用する。

② 消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

③ 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者に対し、迅速で正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

④ 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

2 避難の誘導等

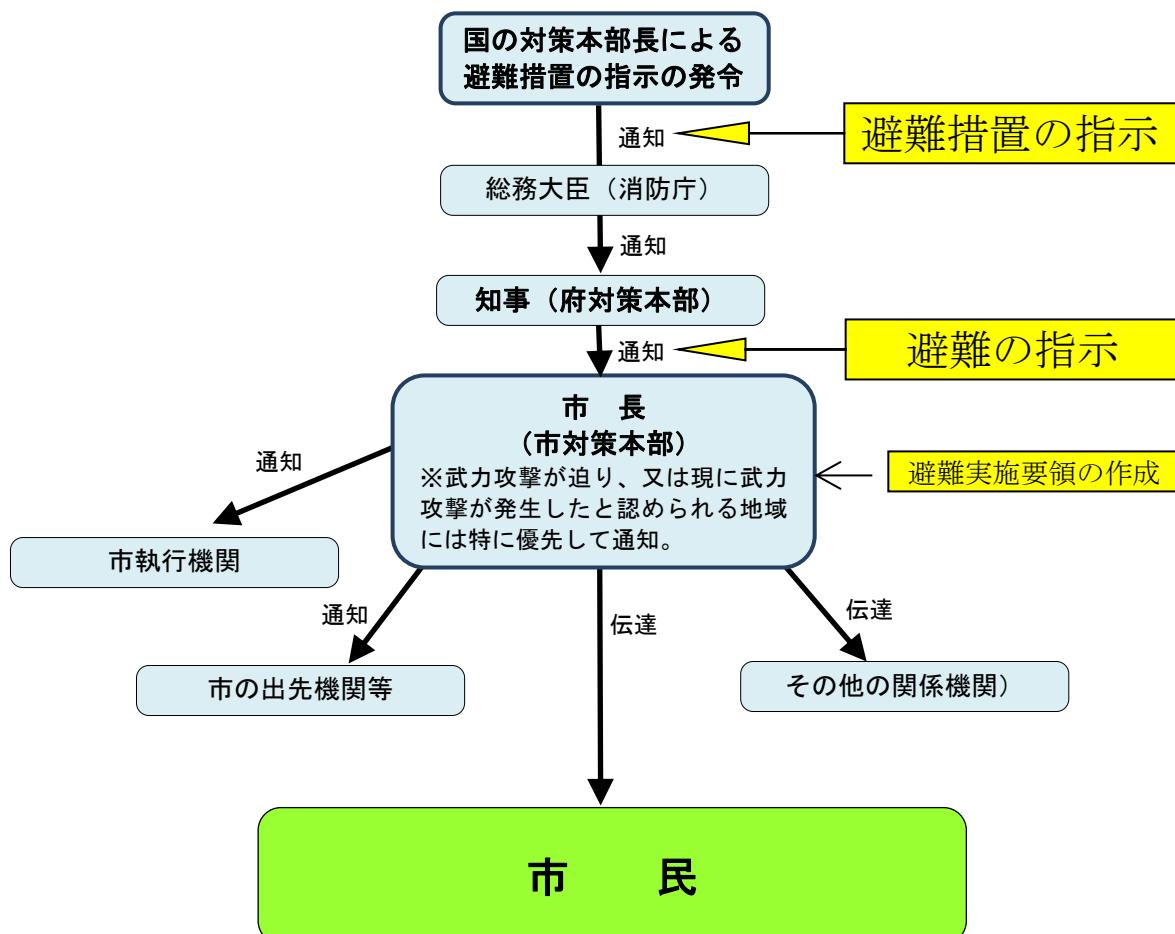
避難者の誘導等は、市民の生命、身体、財産を守るために重要な責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の通知・伝達及び誘導について、次のとおり定める。

(1) 避難の指示の通知・伝達

- ① 知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難市民等の数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に京都府に提供する。
- ② 知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。

市から関係機関への避難の指示の通知・伝達



(2) 避難実施要領の策定

避難の指示の通知を受けた場合は、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成し、各執行機関、消防機関、京都府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。この場合、次の事項に留意して策定する。

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

- ① 要避難地域等及び避難市民等の誘導の実施単位
 - ア 要避難地域等の住所の詳細な記載

- イ 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自治会、事務所等）
- ② 避難先
 - ア 避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ア 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - イ 集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ア 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導開始時刻の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ア 集合場所等での避難の実施単位や近隣市民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ア 避難誘導の交通手段の明示（自家用車等の使用については、府警察と調整を行う。）
 - イ 避難経路の具体的な記載
- ⑦ 職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ア 職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 避難行動要支援者への対応
 - ア 災害時要援護者の優先的な避難方法の検討
 - イ 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の記載
 - ウ 民生児童委員、自主防災組織及び自治会等による避難誘導の実施協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ア 要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ア 避難誘導中の避難市民等に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難市民等の携行品、服装
 - ア 避難市民等の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ア 問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(3) 避難市民等の誘導

- ① 避難市民等の誘導

避難実施要領で定めるところにより、要員等を指揮し、避難市民等を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、避難経路の要所に要員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、要員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど避難市民等の不安軽減のために必要な措置を講ずる。
- ② 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、避難市民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。
- ③ 避難誘導を行う関係機関との連携

避難実施要領の内容を踏まえ、要員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、府警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難市民等の誘導を要請する。

また、警察官等が避難市民等の誘導を行う場合に協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われる

よう所要の調整を行う。

④ 自主防災組織等に対する協力の要請

避難市民等の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等に対して、必要な援助について、協力を要請する。

⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

避難市民等の誘導に際しては、京都府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、その心理を勘案し、必要な情報を適時・適切に提供する。その際、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑥ 大規模集客施設等における避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

⑦ 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

⑧ 残留者等への対応

避難の指示に従わずして要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑨ 避難所等における安全確保等

府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防等のための活動に必要な協力をを行うとともに、市民等からの相談に対応し不安の軽減に努める。

⑩ 動物の保護等に関する配慮

「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物の保護等

⑪ 通行禁止措置の周知

道路管理者として道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と連携し、直ちに市民等に周知徹底を図るよう努める。

⑫ 京都府に対する要請等

避難市民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、京都府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難市民等の誘導に係る資源配分について他市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

知事から、避難市民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

⑬ 避難市民等の運送の求め等

避難市民等の運送が必要な場合においては、市のマイクロバス・あやバス等での運送を基本とする。その他の運送手段については、京都府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求める。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、京都府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、京都府の対策本部長に、その旨を通知する。

なお、あやバスでの運送については、その車両の維持管理者である株式会社関西丸和ロジスティクス綾部事業所と災害時の避難市民等の運送について、別途協定を締結する。

⑭ 避難市民等の復帰のための措置

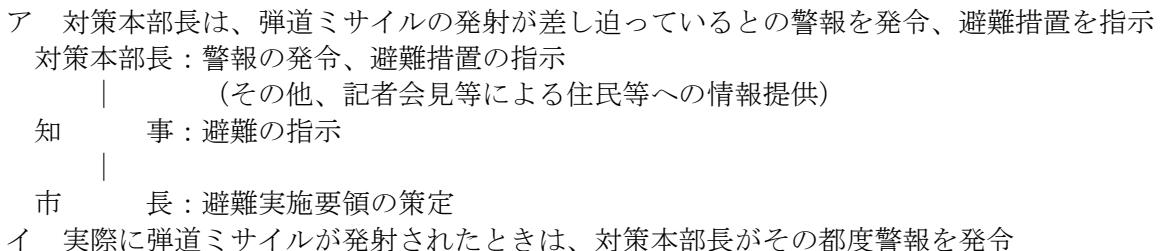
避難の指示が解除された時は、避難市民等を復帰させるための必要な措置を講じる。

なお、避難の指示解除の通知については、避難の指示のときと同様とする。

弾道ミサイルの場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に退避することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）



※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民等が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J—ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、避難の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的な避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と平行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難せることになる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に退避させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、京都府、府警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、これらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。

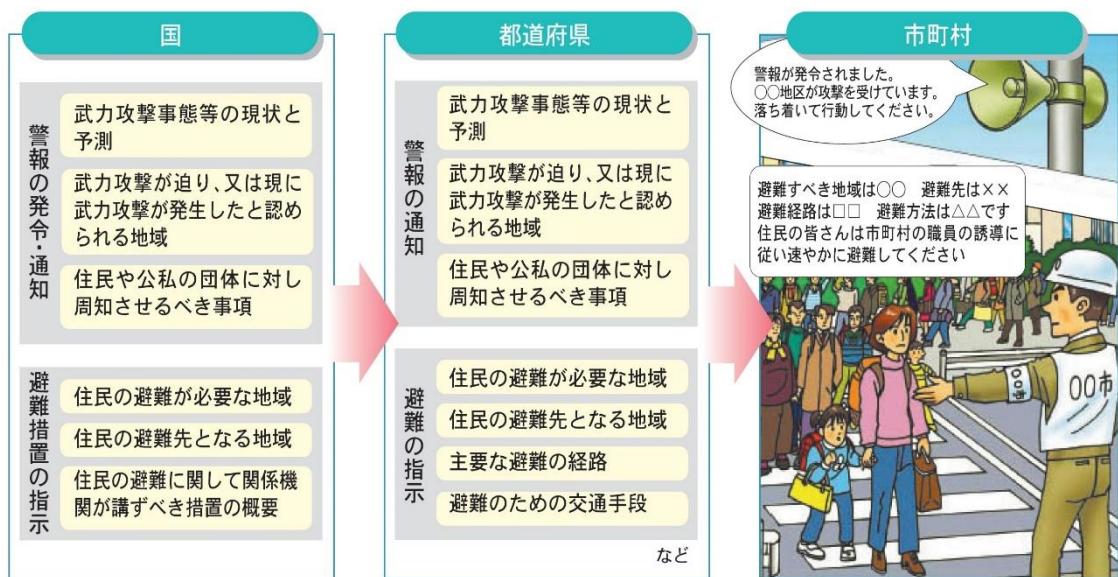
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、市街地や危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、京都府モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

警報の発令・避難の指示の流れ



武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）より抜粋

第5章 救 援

1 救援の実施及び補助

知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、これ以外の措置を知事が実施する場合は、その補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 関係機関との連携

(1) 京都府への要請等

事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び京都府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

なお、京都府国民保護計画の救援の実施内容の留意事項は、次のとおりである。

① 収容施設の供与

ア 避難所

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な運営管理を行う。また、収容期間が長期にわたる場合、長期避難住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

イ 応急仮設住宅

武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、応急仮設住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

ア 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪出又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、その給与等を行う。

③ 医療の提供及び助産

ア 医療の提供

- ・ 医療の提供は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対し、応急的な処置として行うもので、原則として、医師、看護師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行うことができる。
- ・ 医療の内容は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、看護等の応急的な医療とする。
- ・ 多数の負傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難市民等に十分な医療が提供できない場合等は、必要に応じ臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し派遣する。

イ 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産を受けることができない者に対し、必要な措置を行う。

④ 被災者の捜索及び救出

被災者の捜索及び救出に際し、被災情報や安否情報等の情報収集に努めるとともに、府警察、消防機関、自衛隊等の関係機関が行う捜索救出活動に対して、必要な連携・協力をを行う。

⑤ 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送体制の確保を図る。また、府警察及び海上保安庁による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

なお、国民保護法第122条及び同法施行令第34条の規定により墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応に留意する。

⑥ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、避難所に設置し、提供する。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等日常生活に必要最小限度の部分について、応急修理を行う。

⑧ 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷したため、就学上支障のある小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒に対し、教科書等の給与を行う。

⑨ 死体の捜索及び処理

死体の捜索及び処理については、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、消防機関、自衛隊等の関係機関に対して、必要な連携・協力を行う。

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後に、当該障害物の除去

を行う。

なお、「救援の程度及び基準」による適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に對し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、京都府と連携して、N B C（核兵器、生物兵器、化学兵器）などの攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

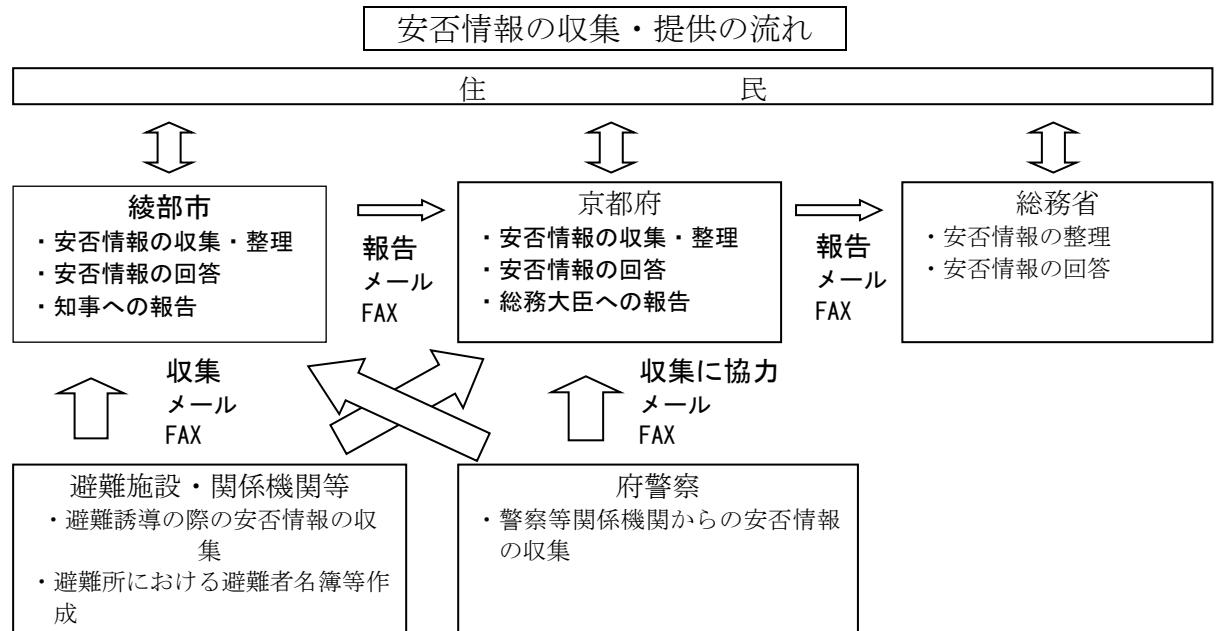
救援の指示・救援の実施の流れ



国民の保護のためのしくみ（総務省消防庁）より抜粋

第6章 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



安否情報の収集項目

避難住民・負傷住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村にあるものを含む。）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 生年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に変えて個人を識別できるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病的状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意

死亡住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村で死亡した者を含む。）

- (上記①～⑦に加えて)
- ⑯ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑰ 遺体が安置されている場所
- ⑱ 連絡先その他必要事項
- ⑲ ①～⑦及び⑯～⑰を、親族・同居人・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

避難所において安否情報の収集を行うほか、市が保有する医療機関、諸学校などからの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難市民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 京都府に対する報告

京都府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで京都府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告とする。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。
- ② 市民等からの安否情報の照会については、原則として対策本部に設置する対応窓口（情報部市民対策班）に、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書等により本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、その回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式により、当該照会に係る者が避難市民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。
- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病的状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。なお、当該安否情報の提供に当たっては、個人情報の保護に配慮しつつ情報の提供を行う。

5 安否情報システムの活用

市は、「NTT災害用伝言ダイヤル」「災害用ブロードバンド伝言板（w e b 1 7 1）」や「被災者用情報登録検索システム I A A」など災害時の安否情報の伝達システム等について、市民に対し活用の推進を図る。

安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）より抜粋

第7章 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処

国や京都府等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 知事への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる要員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する要員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

① 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

② 知事への通知

武力攻撃災害の兆候を発見した者や消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 退避の指示

① 退避の指示

武力攻撃災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地調整所を設けて関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

② 退避の指示に伴う措置等

ア 退避の指示を行ったときは、防災行政無線、F M いかる、メールマガジン、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴う必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保等

ア 退避の指示を市民に伝達する職員に対して、二次被害が生じないよう国、京都府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関及び府警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域での活動をする際には、必要に応じて府警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 退避の指示を行う職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

武力攻撃災害が発生し又は正に発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 警戒区域の設定に際しては、対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

なお、N B C攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、FMVいかる、メールマガジン、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退出を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に要員を配置し、府警察、自衛隊、消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保

警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する要員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 事前措置

武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担等

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

ア 他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行う。

(4) 消防に関する措置等

① 市が行う措置

消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、その活動上の安全確保に配慮しつつ、

消火活動及び救助・救急活動等を行う。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

③ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、京都府や他の市町村等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

④ 緊急消防援助隊等の応援要請

前項による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

⑤ 消防の応援の受入れ体制の確立

消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、受入拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

⑥ 消防の相互応援に関する出動

他の被災市町から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

⑦ 医療機関との連携

消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、優先治療の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

⑧ 安全の確保

ア 消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国の対策本部及び京都府の対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、府警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は必要により現地に要員を派遣し、消防機関、府警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から、他の被災地に係る消防の応援等の指示を受けた時は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場において消防本部と連携しその活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設など特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、京都府その他の関係機関と連携した対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

③ 市の施設の安全の確保

市の生活関連等施設について、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、必要に応じ、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

このほか、生活関連等施設以外の施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民等の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と対策本部で所要の調整を行う。

4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとする。また、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃原子力災害への対処

関西電力株式会社高浜発電所等が武力攻撃災害を受けた場合には、次に掲げる措置を講ずる。

① 綾部市地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、綾部市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防本部に連絡する。

イ 消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は京都府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ウ 国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に関する公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 知事から所要の応急対策を講すべき旨の指示を受けた場合は、消防本部に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

③ モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

④ 市民等の避難誘導

ア 知事が市民等に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、市民等の避難誘導を行う。

イ 原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待つ暇がない場合は、その判断により、該当地域の市民等に対し退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知する。

⑤ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、市民等の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

⑥ 国への措置命令の要請等

市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように要請するよう求める。

⑦ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

⑧ 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

⑨ 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

⑩ 職員の安全の確保

武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(2) NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処現場における初動的な応急措置を講ずる。

① 応急措置の実施

NBC攻撃が行われた場合においては、その被害現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、退避を指示し又は警戒区域を設定する。

また、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

② 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、京都府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

③ 関係機関との連携

NBC攻撃が行われた場合は、対策本部において、消防機関、府警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報報告を受けて、京都府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

④ 汚染原因に応じた対応

NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び京都府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、府と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、市民等に注意を呼びかけるほか、生活用水がNBC攻撃により汚染された場合には、給水の停止等の必要な措置を講じる。

ア 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を京都府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特

定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

⑤ 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

なお、権限を行使する際の掲載事項については、次のとおりとする。

- ・当該措置を講ずる旨
- ・当該措置を講ずる理由
- ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ・当該措置を講ずる時期
- ・当該措置の内容

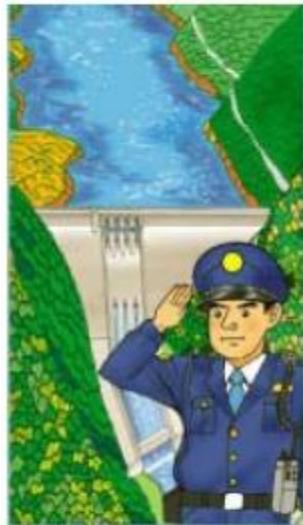
また、上記表中の第1号から第4号については、当該措置の占用者並びに管理者に対し通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後に通知し、上記表中第5号及び第6号については、市民の目につきやすい場所に掲示する。また、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

⑥ 要員の安全の確保

NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や京都府等から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

被害の最小限化

ダムや発電所などの施設の警備



放射性物質などによる汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定



消防活動

消火や被災者の救助などの消防活動



武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）より抜粋

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 情報収集に当たっては消防機関、府警察、自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用する。
- (3) 被災情報の報告に当たっては、京都府及び消防庁に対し火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 第1報を知事等に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により京都府が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等速報要領に基づき、知事及び消防庁長官に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

避難先地域における避難市民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

避難先地域において、京都府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合、避難行動要支援者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

避難市民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、京都府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、京都府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 避難先地域における感染症等の防止をするため、京都府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての情報を市民等に対して提供する。
- ② 地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給制を整備する。
- ③ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し又は不足すると予想される場合については、京都府に対して水道用水の緊急応援を要請する。

(5) 栄養指導対策

避難先地域の市民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を京都府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理体制の整備

地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源環境局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、次の点に留意して廃棄物処理体制を整備する。

初期 対 応	<ul style="list-style-type: none">○ 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。○ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。
処 理 活 動	<ul style="list-style-type: none">○ し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確保する。○ 必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。○ がれき類の処理に当たっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。○ 仮設トイレ、仮置場等の管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。○ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。

京都府等への
応援要請

- 収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町又は京都府に応援要請する。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣が指定する特例地域においては、京都府と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、特例基準に定めるところにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を実施したことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、国民生活の安定のために生活関連物資等の価格安定を図ることが必要であることから、それらの措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために京都府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難市民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、京都府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、公的徴収金に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において安定的かつ適切に水を供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 文化財の保護

市には、国宝、重要文化財等が多数所在しており、これらの貴重な財産を地域の「宝もの」として後世に伝えていくため、国、京都府の関係機関や文化財の所有者、管理団体等と連携・協力し、武力攻撃災害から守るため、必要な事項について、次のとおり定める。

1 文化財の保護

市内に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は国登録有形文化財等）及び市又は京都府が指定・登録した文化財等（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法等に基づき適切な措置を講じる。

また、国及び京都府と連携し武力攻撃災害からの文化財の保全策について協議・検討を行う。

（1）文化財の所有者及び管理団体との連携

文化財の所有者及び管理団体等との連携の強化に努める。

（2）災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

文化財の所有者及び管理団体等に対し、文化庁が定めた重要文化財（建造物）耐震診断指（平成13年3月文化庁文化財部編）及び文化財（美術工芸品）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財部編）を周知し、指導を行うとともに、地域防災計画に基づく日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財の保護を図る。

（3）文化財の被災情報の連絡等

文化財の所有者及び管理団体等に対し、警報や避難の指示などの情報を迅速かつ的確に伝達する。また、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに文化財の所有者や管理団体、関係機関等に連絡する。

2 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報を収集する。また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、次の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに京都府教育委員会を通じて文化庁長官に報告する。

- ① 被害が発生した時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、適切な措置を講じる。
- ② 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようする。
- ③ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合は、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3 文化財の本格復旧

武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国、京都府に必要な措置を講じるよう要請する。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

国民保護措置を実施する場合には、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章等

（1）特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章

（2）身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

（3）識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、使用させる。

（1）市長

- ① 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

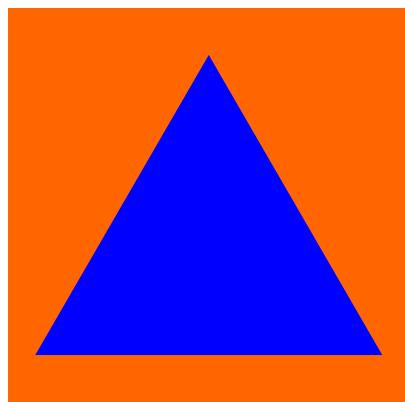
（2）消防長

- ① 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を行う者

3 特殊標章等に係る普及啓発

国、京都府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

「特殊標章」



第4編 復旧等

第1章 応急復旧

市の施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市の施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずる必要があると認める場合には、京都府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を京都府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市の施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、京都府と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、京都府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

京都府の対策本部長が総合調整を行い又は避難市民等の誘導若しくはその運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、京都府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

綾部市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。

緊急対処事態例

事態対処法では、緊急対処事態を「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定しています。想定している事態は、次の図のとおりです。

緊急対処事態の想定

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力発電施設等の破壊 石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 新幹線等の爆破
③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

武力攻撃やテロなどから身を守るために（内閣官房）より抜粋

綾部市国民保護計画

令和5年4月

綾部市市長公室防災・危機管理課

〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1
TEL 0773-42-4222
e-mail bosai@city.ayabe.lg.jp